

特別職の給料・報酬額の改定に係る『答申から実施までの手続の流れ』について

【市長・副市長・教育長・固定資産評価員の給料、行政委員等の報酬関係】

①審議会の答申 → ②改定方針の決定（市長） → ③条例改正の議案の提出（12月議会） → ④議会において審議・議決 → ⑤来年度予算案への反映（財政査定） → ⑥来年度予算案の提出（3月議会） → ⑦議会において審議・議決 → 改定実施

【議員報酬・政務調査費関係】

①審議会の答申 → ②答申の結果報告（議長あて） → ③改定方針の検討・決定（議会） → ④条例改正の議員発議案の提出（12月議会） → ④議会において審議・議決 → ⑤来年度予算案への反映（財政査定） → ⑥来年度予算案の提出（3月議会） → ⑦議会において審議・議決 → 改定実施

行政委員等の報酬額について（県東部11市）

No.	名称	人員	熱海市（現行）	改定（案）	減額率	備考	沼津市	三島市	富士宮市	伊東市	富士市	御殿場市	下田市	裾野市	伊豆市	伊豆の国市	
1	教育委員会委員長	1	月額 63,000	月額27,000 (57.1%減) +日額 10,000	9.5%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を57,000円とする。活動状況3か年平均：月3回	月額 87,800	月額 52,000	月額 55,000	月額 35,000	月額 90,000	月額 50,000	月額 30,000	月額 35,900	日額 7,000	日額 7,000	
2	教育委員会委員	4	月額 53,000	月額21,000 (60.4%減) +日額 9,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を48,000円とする。活動状況3か年平均：月3回	月額 68,300	月額 44,000	月額 43,000	月額 30,000	月額 70,000	月額 41,000	月額 25,000	月額 30,900	日額 6,000	日額 6,000	
3	選挙管理委員会委員長	1	月額 32,000	月額15,000 (53.1%減) +日額 7,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を29,000円とする。活動状況3か年平均：月2回	月額 58,600	月額 31,000	月額 40,000	月額 25,600	月額 60,000	月額 36,800	月額 28,000	月額 20,400	日額 7,000	日額 7,500	
4	選挙管理委員会委員	3	月額 26,000	月額11,500 (55.8%減) +日額 6,000	9.6%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を23,500円とする。活動状況3か年平均：月2回	月額 47,800	月額 26,000	月額 29,000	月額 20,900	月額 48,000	月額 28,600	月額 18,000	月額 18,400	日額 6,000	日額 6,500	
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	4	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 6,000	—	—	—	—	—	—	
6	公平委員会委員長	1	月額 26,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 8,000	日額 8,000	日額 8,500	日額 10,000	日額 7,700	—	—	日額 7,000	—	
7	公平委員会委員	2	月額 25,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 7,500	日額 10,000	日額 7,200	—	—	日額 6,000	—	
8	監査委員（識見者）	1	月額 121,000	月額 109,000	9.9%		月額 126,800	月額 123,000	月額 123,000	月額 110,000	月額 130,000	月額 115,000	月額 110,000	月額 95,000	日額 9,000	日額 12,000	
9	監査委員（議員）	1	月額 63,000	月額 57,000	9.5%		月額 53,600	月額 49,000	月額 51,000	月額 43,000	月額 55,000	月額 45,000	月額 45,000	月額 42,000	日額 9,000	日額 9,000	
10	農業委員会会長	1	月額 32,000	日額 9,600	—	活動状況3か年平均：月3回 32,000円×0.9=28,800円 28,800円÷3回=9,600円	月額 46,800	月額 40,000	月額 40,000	月額 28,500	月額 48,000	月額 31,700	月額 28,000	月額 24,400	日額 7,000	日額 7,000	
11	農業委員会委員	11	月額 26,000	日額 7,800	—	活動状況3か年平均：月3回 26,000円×0.9=23,400円 23,400円÷3回=7,800円	月額 29,300	月額 29,000	月額 29,000	月額 22,800	月額 30,000	月額 27,600	月額 18,000	月額 20,400	日額 6,000	日額 6,000	
12	固定資産評価審査委員長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	委員の日額に1,000円加算	日額 7,800	日額 8,000	日額 7,400	日額 8,500	日額 10,000	日額 7,700	日額 6,000	日額 7,000	日額 7,000	日額 7,000	
13	固定資産評価審査委員	2	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 7,500	日額 10,000	日額 7,200	半日 4,000	日額 7,000	日額 6,000	日額 6,000	
14	選挙長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 10,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	日額 12,000	日額 10,400	日額 10,600	日額 10,600	
15	選挙長代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	—	—	—	—	
16	期日前投票所の投票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 11,100	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 11,100	日額 12,000	日額 10,800	日額 11,100	日額 11,100	
17	投票所の投票管理者	22	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 12,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 12,600	日額 12,000	日額 12,300	日額 12,600	日額 12,600	
18	投票管理者代理	22	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 12,600	—	—	—	—	
19	期日前投票所の投票立会人	1日4人	日額 8,000	日額 7,200	10%		日額 7,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 8,300	日額 9,000	日額 9,500	日額 12,000	半日 4,800	日額 9,500	日額 9,500	
20	投票所の投票立会人	1日4人	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 7,800	日額 12,200	日額 8,800	日額 8,300	日額 9,000	日額 10,700	日額 12,000	半日 5,400	日額 10,700	日額 10,700	
21	開票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 11,700	日額 10,600	日額 9,800	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	日額 9,000	日額 10,400	日額 10,600	日額 10,600	
22	開票管理者代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		—	—	—	日額 8,300	日額 12,000	日額 10,600	—	—	—	—	
23	開票立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 10,700	日額 8,800	日額 8,800	日額 6,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 9,000	日額 8,600	日額 8,800	日額 8,800	
24	選挙立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 10,700	日額 8,800	日額 8,800	日額 6,800	日額 11,000	日額 8,800	日額 9,000	日額 8,600	日額 8,800	日額 8,800	
25	社会教育委員	13	日額 10,000	日額 9,000	10%		月額 11,700	—	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	その他法令又は条例の規定による委員に同じ		年額 41,400	日額 5,500	日額 5,500
26	体育指導委員	20	月額 7,500	月額 6,800	9.3%		年額 50,000	日額 7,500	日額 7,400	日額 4,500	年額 48,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	年額 45,800	日額 5,500	日額 5,500	
27	国保運営協議会委員	13	日額 10,000	会長：日額 5,000 委員：日額 4,500	50% 55%	委員の日額に500円加算	日額 7,800	日額 7,500	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	日額 6,000	日額 5,500	日額 5,500	
28	介保運営協議会委員	14	日額 5,000	会長：日額 5,000 委員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 7,800	年額 20,000	日額 7,400	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,700	日額 6,000 半日 4,000	—	—	日額 6,000	
29	介護認定審査会委員	40	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 19,600	日額 20,000	日額 11,800	医師：日額 18,000 他委員：日額 13,000	日額 20,000	合議体長：日額 20,000 委員：日額 18,000	医師・歯科医師：日額 20,000 他委員：日額 15,000	日額 19,600	日額 13,000	日額 12,000	
30	障害者程度区分認定審査会委員	5	日額 20,000	医師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 7,800	日額 12,000	日額 11,800	医師：日額 18,000 他委員：日額 13,000	日額 20,000	会長：日額 7,200 委員：日額 6,700	医師：日額 20,000 他委員：日額 11,000	日額 12,000	日額 11,700	日額 13,000	
31	情報公開審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。		日額 20,000							日額 10,000	日額 10,000	日額 12,000
32	情報公開審査会委員	2		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。		日額 16,000							日額 8,000	日額 10,000	日額 12,000
33	個人情報保護審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 7,800	日額 20,000		委員長：日額7,500 委員：日額6,000		他の附属機関の委員 日額 10,000	日額 6,000 半日 4,000	日額 10,000	日額 10,000	日額 12,000	
34	個人情報保護審査会委員	2		日額 5,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。		日額 16,000							日額 8,000	日額 10,000	日額 12,000
35	その他法令又は条例の規定による委員			会長：日額 5,000 委員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算		日額 7,500							日額 6,000	会長 6,000 委員 5,500	会長 6,000 委員 5,500

行政委員等の報酬額について（県中西部12市）

No.	名称	人員	熱海市（現行）	改定（案）	減額率	備考	静岡市	浜松市	島田市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	牧之原市
1	教育委員会委員長	1	月額 63,000	月額27,000 (57.1%減) +日額 10,000	9.5%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を57,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回	月額 170,000	日額 27,000	月額 47,000	月額 45,000	月額 52,000	月額 53,000	月額 54,000	月額 46,300	月額 37,000	月額 18,000	月額 26,000	月額22,000
2	教育委員会委員	4	月額 53,000	月額21,000 (60.4%減) +日額 9,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を48,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回	月額 140,000	日額 21,000	月額 40,000	月額 40,000	月額 44,000	月額 44,000	月額 45,000	月額 38,600	月額 32,000	月額 16,000	月額 21,000	月額16,000
3	選挙管理委員会委員長	1	月額 32,000	月額15,000 (53.1%減) +日額 7,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を29,000円とする。 活動状況3か年平均：月2回	月額 99,000	日額 27,000	月額 25,000	月額 22,000	月額 30,000	月額 33,500	月額 33,000	月額 23,200	月額 11,200	月額 10,000	年額 171,000	日額11,000
4	選挙管理委員会委員	3	月額 26,000	月額11,500 (55.8%減) +日額 6,000	9.6%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を23,500円とする。 活動状況3か年平均：月2回	月額 75,000	日額 21,000	月額 20,000	月額 20,000	月額 25,000	月額 27,000	月額 28,000	月額 20,100	月額 10,700	月額 9,000	年額 127,000	日額 9,500
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	4	日額 10,000	日額 9,000	10%		月額 75,000	日額 8,800	日額 6,500	月額 20,000	月額 25,000	月額 27,000	日額 6,500	月額 20,100	月額 10,700	月額 9,000	日額 5,000 半日 3,000	日額 9,500
6	公平委員会（人事委員会）委員長	1	月額 26,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	月額 240,000	日額 27,000	日額 7,500	年額 45,000	日額 8,000	日額 7,500	日額 8,500	日額 6,700	日額 6,500	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
7	公平委員会（人事委員会）委員	2	月額 25,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。	月額 200,000	日額 21,000	日額 7,000	年額 40,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 8,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
8	監査委員（識見者）	1	月額 121,000	月額 109,000	9.9%		月額 200,000	月額 76,000	月額 143,000	月額 145,000	月額 116,000	月額 120,000	月額 122,000	月額 106,000	月額 120,000	月額 30,000	月額 75,000	月額35,000
9	監査委員（議員）	1	月額 63,000	月額 57,000	9.5%		月額 69,000	月額 45,000	月額 46,000	月額 40,000	月額 48,500	月額 49,000	月額 50,000	月額 41,200	月額 45,000	月額 23,000	月額 35,000	月額30,000
10	農業委員会会長	1	月額 32,000	日額 9,600	—	活動状況3か年平均：月3回 32,000円×0.9=28,800円 28,800円÷3回=9,600円	月額 96,500	月額 72,000	月額 35,000	月額 32,000	月額 48,000	月額 44,000	月額 49,000	月額 32,500	月額 28,500	月額 16,000	月額 23,000	月額11,000
11	農業委員会委員	11	月額 26,000	日額 7,800	—	活動状況3か年平均：月3回 26,000円×0.9=23,400円 23,400円÷3回=7,800円	月額 40,000	月額 41,000	月額 25,000	月額 26,000	月額 29,000	月額 30,000	月額 30,000	月額 26,300	月額 23,000	月額 12,500	月額 18,000	月額10,000
12	固定資産評価審査委員長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	委員の日額に1,000円加算	日額 15,500	日額 10,000	日額 15,000	日額 6,500	日額 8,000	日額 7,500	日額 8,500	日額 6,700	日額 6,500	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
13	固定資産評価審査委員	2	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 14,000	日額 9,000	日額 14,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 8,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
14	選挙長	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 14,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額10,600
15	選挙長代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 13,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額10,600
16	期日前投票所の投票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 16,500	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 13,000以内	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額 11,100	日額11,100
17	投票所の投票管理者	22	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	日額 16,500	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 13,000以内	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額12,600
18	投票管理者代理	22	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 15,500	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 13,000以内	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額 12,600	日額12,600
19	期日前投票所の投票立会人	1日4人	日額 8,000	日額 7,200	10%		1回 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 13,000以内	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500	日額 9,500
20	投票所の投票立会人	1日4人	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 9,500	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 13,000以内	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額 10,700	日額10,700
21	開票管理者	1	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算	1回 14,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額10,600
22	開票管理者代理	1	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 13,000以内	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額 10,600	日額10,600
23	開票立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 13,000以内	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800
24	選挙立会人	1選挙3人以上	日額 10,000	日額 9,000	10%		1回 13,000	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 13,000以内	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800	日額 8,800
25	社会教育委員	13	日額 10,000	日額 9,000	10%		日額 11,500	日額 8,800	日額 6,500	日額 6,000	日額 6,500	日額 3,500	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
26	体育指導委員	20	月額 7,500	月額 6,800	9.3%		月額 5,500	年額 63,400	日額 5,000	日額 6,000	月額 6,000	4h以上 6,300 4h未満 3,150	委員長 5,500 委員 5,000	日額 6,200	月額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
27	国保運営協議会委員	13	日額 10,000	会 長：日額 5,000 会 員：日額 4,500	50% 55%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	日額 8,800	日額 6,500	日額 6,100	日額 6,000	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	半日 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
28	介保運営協議会委員	14	日額 5,000	会 長：日額 5,000 会 員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	委員長：日額 6,000 委員：日額 5,000	委員長：日額 7,500 委員：日額 6,500	日額 6,000	委員長：日額 6,500 委員：日額 6,000	日額 7,000	委員長：日額 5,500 委員：日額 5,000	日額 6,200	委員長：日額 6,500 委員：日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000 半日 3,500
29	介護認定審査会委員	40	日額 20,000	医 師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	合議体長：日額 20,000 委 員：日額 19,000	合議体長：日額 20,000 委 員：日額 20,000	合議体長：日額 14,000 委 員：日額 13,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額20,000
30	障害者程度区分認定審査会委員	5	日額 20,000	医 師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	合議体長：日額 20,000 委 員：日額 19,000	合議体長：日額 14,000 委 員：日額 13,000	合議体長：日額 14,000 委 員：日額 13,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	合議体長：日額 21,000 委 員：日額 20,000	日額20,000
31	情報公開審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,500	日額 5,500	日額 6,200	日額 6,500	日額 7,600 半日 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
32	情報公開審査会委員	2	1日につき10,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 5,000	日額 7,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600 半日 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
33	個人情報保護審査会会長	1		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 6,000	日額 10,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,500	日額 5,500	日額 6,200	日額 6,500	日額 7,600 半日 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
34	個人情報保護審査会委員	2	日額 5,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定案と同額とする。	日額 11,500	日額 5,000	日額 7,000	日額 6,000	日額 7,500	日額 7,000	日額 5,000	日額 6,200	日額 6,000	日額 7,600 半日 3,800	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000
35	その他法令又は条例の規定による委員			会 長：日額 5,000 委 員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算	日額 11,500	浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例による	日額10,000円以内	日額 6,000	日額7,500円以内	委員長：日額7,500円以内 委員：日額7,000円以内	日額10,000円以内	日額 6,200	委員長：日額 6,500 委 員：日額 6,000	日額 7,600	日額 5,000 半日 3,000	日額 7,000

平成23年9月9日

熱海市議会議長 梅原一美様

9月9日 午後より開催の熱海市特別職等報酬審議会に、同会より市議会議員との意見交換会を行ないたいとの申し出に、8月30日開催の議会運営委員会の席上、この対応について各委員の意見は議長に一任するとのことでありましたが、私達会派は下記の通り意見がありますので、議長において私達の考えを述べて頂くよう要請します。

記

熱海市長は、去る8月1日、熱海市特別職等報酬審議会に、市長・副市長等の給与、市議会議員等の報酬の約10%削減案と諮問しました。私達議員団は原則的にこの案を支持するものです。

尚このことについて、次のとおり私達議員団の原則的見解と述べますので参考にしてください。(本来報酬審はその審査に当たって、参考人(議員も含む)より意見を求めることが出来ることとされていることから、このような機会を期待しておりました)

- 1. 現状の熱海市議会議員には常勤的活動は求められておらず、又将来共このことは困難であると考ふる時、報酬に生活補償と含める割合は少ない。
- 1. 然し非常勤であっても議員としての職務・職責の重要性は存在する
- 1. 議員は、この職務・職責を全うするために知識も高めなくてはならない。このため自己研修をはじめ、調査研究等に努めなくてはならない。
- 1. 現在議員に支給される報酬は税法上給与所得として扱われ、そのため議員としての識見を高めるための費用・調査研究等に要する費用は経費として認められていない。

以上の所見と、更に類似都市の報酬実態・当市の財政状況・市民の所得状況等と勘案する時、現行の報酬(一般議員は、手当共年額6,476,242円)の10%削減は適切であると思料します。

以上

熱海市議会民主党・市民クラブ議員団

山	田	治	雄
金	森	和	道
小	森	高	正
鎌	田	武	俊

